

令和7年度

中堅養護教諭資質向上研修Ⅰ（小・中）の手引

香川県教育委員会

中堅養護教諭資質向上研修Ⅰの手引について

－ねらいと使い方－

- この手引は、中堅養護教諭資質向上研修Ⅰのねらいや内容・方法等を明らかにして、研修が効果的に行われるように作成した。

- 中堅養護教諭資質向上研修Ⅰの実施に当たっては、この手引を十分に活用して研修を円滑かつ効果的に進めるために、次のことに留意していただきたい。
 - ・ この手引には、対象教員の評価票案及び実施計画書案の作成、研修の参考例等を示している。
 - ・ 実施計画書案の作成に当たっては、対象教員の能力、適性、学校や地域の実態、児童生徒の実態等に応じた研修内容・研修方法となるように工夫する。

また、香川県教育センター（以下、県教育センターとする。）等における研修の成果が、校内における研修に生かされるように、互いの研修の関連を図るものとする。
 - ・ 年間を通じて、自らの研修課題について継続的に深められるようにするため、校内研修との関連を図り、効果的な研修が推進されるように配慮する。

- この研修の基盤となるのは、研修に取り組む対象教員一人一人の自分自身を啓発しようとする姿勢である。対象教員が自らの資質向上に取り組むことによって、教育専門職としての必要な資質・能力の向上を一層図られることが望まれる。

目 次

I	小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校中堅養護教諭資質向上研修実施要項	1
II	中堅養護教諭資質向上研修の対象者基準	3
III	中堅養護教諭資質向上研修 I（小・中）の内容	4
IV	評価票案及び実施計画書案等の作成について	6
V	中堅養護教諭資質向上研修に係る評価基準	8
VI	中堅養護教諭資質向上研修 I 実施報告書等の作成について	10

様式等

(様式 1-1)	中堅養護教諭評価票（自己評価用）	11
(様式 1-2)	中堅養護教諭評価票(案)（校長評価用）	13
(様式 2)	中堅養護教諭資質向上研修 I 実施計画書(案)	15
(様式 3)	オンライン研修「生徒指導について」レポート	17
(様式例 4-1)	県教育センター等における研修受講記録	18
(様式例 4-2)	校内等における研修受講記録	19
(様式 5-1)	中堅養護教諭資質向上研修 I 実施報告書（本人用）	20
(様式 5-2)	中堅養護教諭資質向上研修 I 実施報告書（校長用）	21
[資料 1]	中堅養護教諭資質向上研修 I に係る文書等の流れ（市町(学校組合)立小・中学校）	22
[資料 2]	中堅養護教諭資質向上研修 I に係る文書等の流れ（県立学校・附属学校）	23
[資料 3]	養護教諭の指標	24
	受講に当たっての留意事項	25

I 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校中堅養護教諭資質向上研修実施要項

香川県教育委員会

1 趣旨

この要項は、中堅養護教諭資質向上研修の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 目的

この要項に定める研修は、香川県教員研修計画に基づき、養護教諭の経験に応じて実施する現職研修の一環として、香川県内の公立の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下「小学校等」という。）における教育に関し相当の経験を有し、児童生徒の養護をつかさどることにおいて（学校教育法 37 条による）中核的な役割を担う養護教諭（以下「中堅養護教諭」という。）について、その職務を遂行する上で必要とされる資質の向上を図ることを目的とする。

3 実施主体等

- (1) 香川県内の国立及び公立の小学校等の養護教諭に対する中堅養護教諭資質向上研修は、香川県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が実施する。
- (2) 市町教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 2 条の組合に置かれる教育委員会を含む。ただし、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 59 条により、中核市を除く。以下同じ）は、その所管に属する学校の中堅養護教諭について、県教育委員会が実施する中堅養護教諭資質向上研修に協力するものとする。

4 対象者

- (1) 中堅養護教諭資質向上研修の対象者は、原則として、小学校等の在職期間が 6 年を経過した養護教諭及び 10 年を経過した養護教諭とする。
- (2) 在職期間は、次の計算方法によるものとする。
 - ① 在職期間は、国立、公立又は私立の小学校等の養護教諭として在職した期間（臨時的に採用された期間を除く）を通算した期間とする。
 - ② 指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する職に従事した期間があるときは、その期間は、当該在職期間に通算するものとする。
 - ③ 在職期間のうち次に掲げる期間が引き続き 1 年以上あるときは、その期間の年数（1 年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を当該在職期間から除算するものとする。
 - ア 国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）又は地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）の規定による休職又は停職により現実に職務を執ることを要しない期間
 - イ 国家公務員法又は地方公務員法の規定により職員団体の役員として専ら従事した期間
 - ウ 地方公務員法第 26 条の 6 第 1 項の規定により配偶者同行休業をした期間
 - エ 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 109 号）又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）の規定により育児休業をした期間
 - オ 私立の小学校等の養護教諭として在職した期間について、ア、ウ又はエの期間に準ずるものとして任命権者が認める期間
 - カ その他在職期間が除算すべき期間として県教育委員会が定める期間

5 内容

中堅養護教諭は、校内等における研修（6 日程度）を受けるとともに、校外において香川県教育センター（以下「県教育センター」という。）等における研修（10 日程度）を受けるとする。

6 年間計画

- (1) 県教育委員会は、中堅養護教諭資質向上研修の実施に関する年間を通じた全体的な計画（以下「年間計画」という。）を作成するものとする。
- (2) 「年間計画」においては、研修の内容の具体的な項目、その実施の方法及び時期その他必要な事項を定めるものとする。

7 実施計画

- (1) 校長は、県教育委員会が作成する年間計画及び評価を行うための評価基準を踏まえ、対象となる中堅養護教諭の能力、適性等について評価を行い、当該者ごとに評価票案及び実施計画書案を作成し、小学校等を所管する教育委員会に提出するものとする。
- (2) 小学校等を所管する教育委員会は、校長より提出された評価票案及び実施計画書案について、必要な調整を行い、当該者ごとに実施計画を決定し、実施計画書を作成するものとする。
- (3) 校長は、対象となる中堅養護教諭に対し、小学校等を所管する教育委員会が作成した実施計画書に基づき、中堅養護教諭資質向上研修を受けるよう職務上の命令を発する。

8 校内研修体制

- (1) 校長、副校長、教頭、主幹教諭及び指導教諭等は、実施計画書に従い、中堅養護教諭に対して指導及び助言を行うものとする。
- (2) 校長は、中堅養護教諭が校外における研修を受ける間、その業務等が適切に行われるよう配慮するものとする。

9 研修成果の評価及び報告

校長は、研修終了時に、中堅養護教諭の教育活動その他の学校運営への参画等の状況等を基にその能力及び適性を再び評価し、その結果をその後の研修等に活用するとともに、小学校等を所管する教育委員会に報告するものとする。

10 その他

この要項に定めるもののほか、中堅養護教諭資質向上研修の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 この要項は、平成30年4月1日から施行する。

II 中堅養護教諭資質向上研修の対象者基準（小・中・高・特）

対 象	<p>○ 原則として、在職期間が6年を経過した養護教諭及び10年を経過した養護教諭（以下「中堅養護教諭」という。）</p>
在職期間	<p>○ 在職期間は、国立、公立又は私立の学校の養護教諭として在職した期間（臨時に任用された期間を除く。）を通算した期間とする。</p> <p>○ 次の場合は在職期間に通算するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する事務に従事した期間 ・ 大学院修学休業をした期間 ・ 国際機関等に派遣された期間 ・ 公益法人等に派遣された期間 ・ 特別選考採用者が他県等で教職（教諭・養護教諭・栄養教諭）に就いていた期間 ・ 育児短時間勤務をしていた期間
在職期間から除算する場合	<p>○ 在職期間のうち、次に掲げる期間が引き続き1年以上あるときは、その期間の年数（1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を当該在職期間から除算する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 休職又は停職により現実に職務を執ることを要しない期間 ・ 職員団体の役員として専ら従事した期間（地方公務員法第55条の2第1項） ・ 育児休業をした期間 ・ 配偶者同行休業をした期間 ・ その他在職期間から除算すべき期間として県教育委員会が定める期間
中堅養護教諭資質向上研修の対象から除く者	<p>○ 次の者を中堅養護教諭資質向上研修の対象から除くものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 臨時的に採用された者 ・ 他の教育委員会が実施する同等の研修を受けた者 ・ 教育委員会において学校教育又は社会教育に関する事務に従事した者で、任命権者が中堅養護教諭資質向上研修を実施する必要があると認めたと者
受講すべき年度の中堅養護教諭資質向上研修を延期する者	<p>○ 次の者は中堅養護教諭資質向上研修の実施を延期するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受講すべき年度（以下「当該年度」という。）中に、いわゆる産前休暇、産後休暇又は育児休業をとる予定がある者 ・ 当該年度中に、いわゆる産後休暇又は育児休業が終了する予定の者 ・ その他上記に類似する者 <p>○ 延期された者は、延期された理由が消滅した日が属する年度の翌年度に受講するものとする。</p>

Ⅲ 中堅養護教諭資質向上研修Ⅰ（小・中）の内容

中堅養護教諭資質向上研修実施要項に基づき、次のように中堅養護教諭資質向上研修Ⅰの内容を定める。

1 県教育センター等における研修（5日）

県教育センター等における研修の概要は以下のとおりである。

回	期 日	指 標	研 修 内 容	場 所	備 考
	オンライン研修 (オンデマンド型) 4月・5月		オリエンテーション ※計画の立案前に各自で視聴すること	各所属校 等	
1	6/10 (火) 9:25~16:25	養 Aa2 養 Aa2 養 Bb2 養 Bb2	開講式 講話「課長講話」 講話・演習「教育法規Ⅰ（綱紀の保持、服務、体罰の防止等）」 講話・演習「養護教諭の職務」 研究協議「保健管理」	県教育 センター	中堅教諭Ⅰ（小・中） 中堅養護Ⅰ（高・特） 中堅栄養Ⅰ（小・中） と一部合同
2	7/24 (木) 9:25~16:25	養 Ba2 養 Bc2 養 Bb2 養 Bb2	講話・演習「人権・同和教育の現状と課題」 講話・演習「道德教育の在り方」 講話・演習「保健教育のポイント（中央研修報告を含む）」 研究協議「保健室経営の充実」	県教育 センター	中堅教諭Ⅰ（小・中） 中堅養護Ⅰ（高・特） 中堅栄養Ⅰ（小・中） と一部合同
3	8/1 (金) 9:25~12:25	養 Ba2ア 養 Bc2ア	講話・演習「発達障害の児童生徒との関わり方」 研究協議「生徒指導」	県教育 センター	中堅教諭Ⅰ（小・中）（高・特） 中堅養護Ⅰ（高・特） 中堅栄養Ⅰ（小・中）（特） と一部合同
4	8/18 (月) 9:25~16:25	養 Bc2 養 Bc2 養 Bc2	講話・演習「児童生徒の抱える健康課題について」 講話・演習「児童生徒・保護者のメンタルヘルスに関する対応」 講話・演習「養護教諭の行う健康相談」	県教育 センター	新採養護（小・中）（高・特） 中堅養護Ⅰ（高・特） 中堅養護Ⅱ（小・中・高・特） と合同、高松市と共催
5	1/6 (火) 9:25~16:25	養 Cc2 養 Cc2イ 養 Cc2 養 Ca2 養 Ac2	講話・演習「メンタルヘルス」 講話・演習「情報モラル・著作権」 講話・演習「個人情報保護」 講話「中堅教員としての在り方」 研究協議「研修の成果と課題」 講話「研修の振り返り」	県教育 センター	中堅教諭Ⅰ（小・中） 中堅養護Ⅰ（高・特） 中堅栄養Ⅰ（小・中）（特） と一部合同
	オンライン研修 (オンデマンド型) 8月~12月	養 Ac2 養 Bc2	消費者教育の在り方 生徒指導について	各所属校 等	視聴後、「受講の振り返り」に回答 レポート提出 (詳細1回で周知)

※指標については、〔資料3〕を参照する。

※研修日程等に変更がある場合には別途通知する。

(1) 養護教諭の職務に関する研修

健康相談、保健管理、保健室経営、保健教育等について研修を行い職務の遂行に必要な資質の向上を図る。

(2) 生徒指導に関する研修

講話と演習を組み合わせ、生徒指導を適切に行う資質や能力を高める。少人数グループによる事例研究を行い、具体的手立てを探る。

(3) 専門的な分野等に関する研修

教育法規、特別支援教育、人権・同和教育、道德教育、消費者教育、情報モラル、メンタルヘルス等の喫緊の課題について研修を行い、必要な資質を高める。

2 校内等における研修(3日程度)

- (1) 基礎研修(養護教諭と研究活動)
 - ・ 研究結果の分析の方法
 - ・ 研究のまとめ方
 - ・ 研究論文の作成方法
- (2) 健康の保持増進と健康教育(健康教育と評価)
 - ・ 職務の特質を生かした指導法
 - ・ 教材、教具の開発と工夫
 - ・ 伝染病の予防と発生時の対応
- (3) 健康相談(事例研究などから)
 - ・ 健康相談の記録方法
 - ・ 事例研究会の進め方
- (4) 放送大学で学ぶ(受講科目に関わらず、3日の研修に位置付ける。)
 - ・ 放送大学のテキストと放送授業(BS放送(テレビ・ラジオ)、インターネット等を利用して、大学の授業を受講する。

放送大学について

(期間) 2025年10月1日～2026年3月31日(学部科目履修生・大学院修士科目生)

(受付) 第1回 2025年6月10日(Web・郵送)～2025年8月29日(入学試験なし)

第2回 2025年8月30日(Web・郵送)～2025年9月11日(入学試験なし)

(費用) テキスト代含む。

区 分	入 学 料	授業料(2単位)
科目履修生(学部)	7,000円	12,000円
修士科目生(大学院)	14,000円	24,000円

※ 費用は個人負担とする。

※ 公立学校共済組合の割引(入学金が半額)及び香川県教職員互助会の選択型福利厚生制度による補助が利用できる。(入学に関しては、科目・選科・全科を問わない)

(学習方法) BS放送やインターネットを通じて、自分の好きな時間に自宅などで授業を視聴して学習をすることができる。単位認定試験もインターネットを通じて行う。

(科目例)

- ・ 学 部: 小学校外国語教育教授基礎論、道徳教育論、新時代の生徒指導、教育のためのICT活用、特別支援教育総論など約300科目。特別支援学校教諭免許状、隣接校種、上位の免許状の取得に活用できる。
- ・ 大学院: カリキュラムの理論と実践、教育行政と学校経営、道徳教育の理念と実践、海外の教育改革、教育心理学特論など約70科目。専修免許状の取得に活用できる。

(スケジュール)

- ・ 単位認定試験: 学部、大学院 2026年1月18日～1月26日(択一式)
※自宅などで、Web単位認定試験システムにアクセスして受験する
- ・ 成績通知: 2026年2月下旬

(再視聴施設の利用)

- ・ 丸亀市飯山総合学習センターに再視聴施設(学習室)があり、所定の手続きをすれば、本施設でも授業DVDやCDの視聴ができる。

(問合先)

- ・ 放送大学香川学習センター(高松市幸町1-1:香川大学幸町北キャンパス内)

[電 話] 087-837-9877

[ウェブサイト] <https://www.ouj.ac.jp> [e-mail] c37-ksc@ouj.ac.jp

Ⅳ 評価票案及び実施計画書案等の作成について

中堅養護教諭資質向上研修実施要項に基づき、校長は、「中堅養護教諭評価票(案)(校長評価用)」及び「中堅養護教諭資質向上研修Ⅰ実施計画書(案)」を作成し、所管する教育委員会(県立学校及び附属学校においては県教育センター)に提出する。

1 評価票案等について

「中堅養護教諭評価票(案)(校長評価用)」(以下「評価票案」という。(様式1-2))の作成に当たっては、次のことに留意する。

受講者本人(中堅養護教諭)

- (1) 中堅養護教諭は、「中堅養護教諭評価票(自己評価用)」(以下「自己評価票」という。(様式1-1))を校長に提出する。

「自己評価票」の「評価」欄については、香川県教員等人材育成方針に基づく「素養・資質」、「知識・技能」、「連携・協働」、「特別な配慮や支援を必要とする子どもへの対応」、「ICTや情報・教育データの活用」の各観点についての評価を基準により4段階で記入し、「研修に向けての課題等」欄については、自己評価の結果や得意分野を考慮して、研修に向けての課題や目標等について記述する。

校長

- (2) 校長は、「自己評価票」を参照し、特に研修を通して深まりを期待する観点到に○印を付ける(複数可)。「総合所見」欄については、評価や過去の研修履歴、得意分野として伸ばすべき資質・能力等を考慮して総合的に記述する。
- (3) 「評価票案」の校務分掌等は令和7年4月1日現在のものを記入する。
- (4) 校長は、「評価票案」を**令和7年5月8日(木)**までに所管する教育委員会(県立学校及び附属学校においては県教育センター)へ1部提出する。

2 実施計画書案について

「評価票案」や研修内容に基づいて、「中堅養護教諭資質向上研修Ⅰ実施計画書(案)」(以下「実施計画書案」という。(様式2))の作成に当たっては、次のことに留意する。

- (1) 「実施計画書案」には、「評価票案」や研修内容に基づいて、個人研修課題を立て、県教育センター等における研修と校内等における研修とに分けて、内容等の必要な事項を記入する。
- (2) 「実施計画書案」の作成に当たっては、「(様式2)記入例」を参考にする。
- (3) 校長は、「実施計画書案」を**令和7年5月8日(木)**までに、所管する教育委員会(県立学校及び附属学校においては県教育センター)に1部提出する。
- (4) 所管する教育委員会(県立学校及び附属学校においては県教育センター)は、提出された「実施計画書案」について必要な調整を行い、実施計画を決定し、関係学校長に連絡する。

3 決定した実施計画書について

校長は、決定した「実施計画書」を、**令和7年5月15日(木)**までに所管する教育委員会へ3部(県立学校及び附属学校においては県教育センターへ1部)提出する。

4 その他の書類について

(1) 第3回の分科会の希望調査

全国教員研修プラットフォーム（Plant）の本研修の「第3回研究協議 分科会希望調査」に**令和7年5月15日(木)**までに回答する。なお、希望調査回答後の変更は原則受け付けない。

第3回の研究協議「生徒指導」は、希望により下の分科会に分かれて行う。

分科会		主な内容
1	学校不適応・不登校と生徒指導	「学校不適応・不登校と生徒指導」について、事例をもとに研究協議し、指導助言を受ける。
2	発達障害と生徒指導	「発達障害と生徒指導」について、事例をもとに研究協議し、指導助言を受ける。
3	いじめ、ネットトラブルと生徒指導	「いじめ、ネットトラブルと生徒指導」について、事例をもとに研究協議し、指導助言を受ける。

(2) オンライン研修「生徒指導について」レポートの作成

全国教員研修プラットフォーム（Plant）の本研修内の動画一覧より「生徒指導について」の動画を視聴し「生徒指導について」レポート（様式3）を作成し、**管理職に確認を得る。レポートは第5回研修の際に1部持参するか、それまでに県教育センターへ送付又は郵送する。**

V 中堅養護教諭資質向上研修に係る評価基準

中堅養護教諭資質向上研修実施要項に基づき、「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」における発展期の各項目について、以下の4段階の評価基準により評価をする。

◆ 各評価項目の評価については、下記の基準によるものとする。

評価	基準
4	中堅養護教諭として求められる程度以上に優れている
3	中堅養護教諭として求められる一般的な程度を十分に満たしている
2	中堅養護教諭として求められる最低限の程度を満たしている
1	中堅養護教諭として求められる最低限の程度を満たしていない

◆ 校長及び教員としての資質の向上に関する指標（養護教諭の指標）

キャリアステージ 目安となる経年数		基礎期 1年目～6年目	発展期 7年目～20年目	深化期 21年目～
素養・資質	使命感・責任感	教員の使命と責任を理解し、法規の遵守や綱紀の保持などに対する意識を高め、教員として必要な倫理観を培う。	ミドルリーダーとしての使命感、責任感と高い倫理観に基づき、法規の遵守や綱紀の保持などを率先して実践する。	他教員の範となるような確たる倫理観に基づき、法規の遵守や綱紀の保持などについて、使命感、責任感を持って助言する。
	コミュニケーション	教育者としての自覚に基づき、子どもや保護者などと適切なコミュニケーションがとれるような、組織の一員としての社会性を身に付ける。	教育者として自覚を持った発言や行動ができ、円滑なコミュニケーション力や豊かな人間性を身に付ける。	教育者として信頼される発言や行動ができ、自ら範を示すとともに、コミュニケーション能力を生かして、周囲の関係を調整する。
	自己研鑽	他教員から学ぶ姿勢を持ち、自分を見つめ、適切な目標設定のもと、探究心を持って、研究と修養に励む。	自己の教育実践を振り返り、課題解決のために教育情報を広く収集し、適切な目標設定のもと、専門性を高めるための研究と修養に励む。	自己の教育実践を振り返りながら、より効果的な教育活動の実践に取り組むとともに、学校全体を視野に入れた目標設定のもと、専門性を高めるための研究と修養に励む。
知識・技能	子ども理解	子どものかかわりを通して、子どもの発達の段階や成長の背景、配慮を必要とする子どもへのかかわり方を理解する。	子どもの発達の段階や成長の背景を理解し、子どもとの関係を深めるとともに、配慮を必要とする子どもへの対応など、個に応じた適切な理解ができる。	子どもに対する豊かな理解と豊富な指導経験を生かし、子どもの個性が発揮できるよう専門的立場からの配慮ができる。
	保健教育	学校保健に関する基本的な知識や技能を身に付けるとともに、学級担任等との連携を生かした効果的な保健教育が実践できる。	学校保健に関する専門的知識や技能をより一層高めるとともに、健康課題解決のための保健教育を実践、評価、改善し、効果的に推進できる。	学校保健に関する自らの実践を広く情報発信するとともに、専門的知識や技能を学校全体の教育活動に生かし、指導的役割を果たすことができる。

知識・技能	生徒指導	子どもに自己存在感や自己決定の場を与え、成長を支援するとともに、共感的な人間関係を育成し、計画的に集団づくりへの取組ができる。	子どもが抱える現代的な健康課題の解決に向け、関係者との連携において、コーディネーターとしての役割を果たすことができる。	子どもが抱える現代的な健康課題の解決に向けて、さまざまな関係機関等と連携する上で、コーディネーターとしての役割を果たし、チームで対応することができる。
	学校づくり	学校の教育目標を理解し、目標達成に向けた自己の役割を自覚し、特色ある学校づくりにおける「チーム学校」の一員として行動する。	学校の教育目標の達成に向けて、「チーム学校」の推進役として積極的にかかわり、特色ある学校づくりに取り組む。	
	参画・運営	保護者や地域との連携の必要性を理解し、管理職や同僚に報告、連絡、相談をしながら、教員集団の中で自ら進んでかかわりを持つ。	保護者や地域との連携に積極的にかかわるとともに、他の関係機関等との連携を強化し、協働において中心的な役割を果たす。	保護者、地域、関係機関等に対して学校の取組を広報し、校内外における連携を強化し、協働体制づくりにおいてリーダーシップを発揮する。
連携・協働	危機管理	学校保健や学校安全に関する多様なリスクやトラブルを理解し、それに対応する力を身に付け、安全で安心な学校づくりに取り組む。	学校保健や学校安全に関する多様なリスクやトラブルに対する未然防止策や対応策を提案し、安全で安心な学校づくりを推進する。	学校保健や学校安全に関する多様なリスクやトラブルに対して学校全体で取り組めるよう、他教員に助言し、安全で安心な学校づくりに関してリーダーシップを発揮する。

特別な配慮や支援を必要とする子どもへの対応	特別な配慮や支援を必要とする子どもの特性等を理解し、対応するために必要となる知識や支援方法を身に付け、学習上・生活上の支援の工夫を行うことができる。	特別な配慮や支援を必要とする子どもの特性等を理解し、学習上・生活上の支援の工夫を適切に行うとともに、関係教職員、保護者や学校医等と連携しながら組織的に対応することができる。	特別な配慮や支援を必要とする子どもに対して、適切に対応するとともに、他教員への指導や助言、関係機関や専門機関等との連携を積極的に推進することができる。
ICT や情報・教育データの利活用	学校における ICT 活用の意義を理解し、保健教育や保健管理等に ICT を積極的に活用するとともに、子どもの情報活用能力を育成するための実践を行うことができる。	ICT を効果的に活用した保健教育等を行い、保健管理・保健室経営等の効率化及び子どもの学習や生活の改善を図るため、情報・教育データを適切に活用することができる。	自らの ICT 活用指導力を高めるとともに、他教員に効果的な活用方法を指導助言することができる。情報・教育データを活用して組織的な課題を明確にし、解決に向けて働きかけることができる。

VI 中堅養護教諭資質向上研修 I 実施報告書等の作成について

中堅養護教諭資質向上研修実施要項に基づき、校長は、「中堅養護教諭資質向上研修 I 実施報告書（校長用）」（以下「報告書（校長用）」という。（様式5-2））を作成し、所管する教育委員会（県立学校及び附属学校においては県教育センター）に提出する。

1 実施報告書について

受講者本人（中堅養護教諭）

(1) 中堅養護教諭は、「中堅養護教諭資質向上研修 I 実施報告書（本人用）」（以下「報告書（本人用）」という。（様式5-1））を作成し、校長に提出する。

「報告書（本人用）」は、研修の成果や今後の課題等を「素養・資質」、「知識・技能」、「連携・協働」、「特別な配慮や支援を必要とする子どもへの対応」、「ICT や情報・教育データの利活用」及び「成果と課題」の各観点について自己評価し、記述する。

校長

(2) 校長は、「報告書（本人用）」を基に、中堅養護教諭が自らの伸びや課題等を再認識することにより、今後の研修意欲を喚起するとともに、「報告書（校長用）」を作成する。「総合所見」欄については、研修の成果や今後の課題等を総合的に記述する。

(3) 校長は、「報告書（校長用）」を**令和8年2月27日（金）**までに所管する教育委員会へ3部（県立学校及び附属学校においては県教育センターへ1部）提出する。

2 各研修における研修受講記録について

各研修終了後、中堅養護教諭は、県教育センター等における研修受講記録（様式例4-1）及び校内等における研修受講記録（様式例4-2）を作成し、校長に提出する。

(様式1-1) **令和7年度 中堅養護教諭評価票 (自己評価用)**

校名	学校	職名	養護教諭	フリガナ	
				受講者名	
校務分掌等					

以下の基準により4段階で評価し、評価欄に記入してください。

基 準	評 価
中堅養護教諭として求められる程度以上に優れている	4
中堅養護教諭として求められる一般的な程度を十分に満たしている	3
中堅養護教諭として求められる最低限の程度を満たしている	2
中堅養護教諭として求められる最低限の程度を満たしていない	1

観 点	育成指標と発展期に求められる具体的な姿	評 価
A 素養・資質	使命感・責任感 ミドルリーダーとしての使命感、責任感と高い倫理観に基づき、法規の遵守や綱紀の保持などを率先して実践する。 (例)・教育公務員として率先して服務規律を遵守し、綱紀の保持に努めることができる。 ・ミドルリーダーとしての自覚を持ち、使命感、責任感を持って、児童生徒の教育に携わることができる。	
	コミュニケーション 教育者として自覚を持った発言や行動ができ、円滑なコミュニケーション力や豊かな人間性を身に付ける。 (例)・相手の思いや考えを受け止め、適切な助言やかかわりができる。 ・報告、連絡、相談を適切に行い、子どもや保護者、同僚との信頼関係を築くよう努めることができる。	
	自己研鑽 自己の教育実践を振り返り、課題解決のために教育情報を広く収集し、適切な目標設定のもと、専門性を高めるための研究と修養に励む。 (例)・今日的な教育動向の把握に努め、研修会等で広く情報を収集するなどし、自らの専門性を高めることができる。 ・自己の教育実践の目標を定め、学び続ける姿勢を持ち、同僚と学び合いながら、よりよい教育実践に改善しようと努めることができる。	
B 知識・技能	子ども理解 子どもの発達段階や成長の背景を理解し、子どもとの関係を深めるとともに、配慮を必要とする子どもへの対応など、個に応じた適切な理解ができる。 (例)・児童生徒相互の好ましい人間関係づくりや、教師と児童生徒との信頼関係づくりに努めることができる。 ・児童生徒一人一人の特性や状況、生活環境等を多面的・多角的に捉え、個に応じた適切な指導や支援をすることができる。	
	保健教育 学校保健に関する専門的知識や技能をより一層高めるとともに、健康課題解決のための保健教育を実践、評価、改善し、効果的に推進できる。 (例)・学校教育目標を受け、各校の健康課題や発達段階に応じた指導目標を設定でき、学校教育活動全体を通じた健康教育推進の中核的な役割を果たすことができる。 ・関連教科、特別活動等における保健教育に関する指導計画の策定に参画するとともに、教職員に向けて、児童生徒の実態に合わせた情報提供を行うことができる。	
	生徒指導 子どもが抱える現代的な健康課題の解決に向け、関係者との連携において、コーディネーターとしての役割を果たすことができる。 (例)・児童生徒の状況を的確に把握し、他の教員と組織的に対応しながら、健康課題の解決に向けた適切な支援をすることができる。 ・校内外の関係者との連携において、コーディネーターとしての役割を果たし積極的、継続的な支援をすることができる。	

観 点		育成指標と発展期に求められる具体的な姿	評 価
C 連携・協働	学校づくり	<p>学校の教育目標の達成に向けて、「チーム学校」の推進役として積極的にかかわり、特色ある学校づくりに取り組む。</p> <p>(例)・各校の学校教育目標の達成に向けて、自己の役割を果たし、積極的に学校づくりに参画することができる。</p> <p>・課題解決に向けてチームで対応することを意識し、養護教諭の立場から積極的に業務に取り組むことができる。</p>	
	参画 ・ 運営	<p>保護者や地域との連携に積極的にかかわるとともに、他の関係機関等との連携を強化し、協働において中心的な役割を果たす。</p> <p>(例)・保護者や関係機関等と連携し、学校保健活動への理解や協力が得られるよう、情報発信することができる。</p> <p>・現代的健康課題の解決や保健教育について、迅速かつ正確な処理をするとともに、計画的に学校保健活動を推進することができる。</p>	
	危機管理	<p>学校保健や学校安全に関する多様なリスクやトラブルに対する未然防止策や対応策を提案し、安全で安心な学校づくりを推進する。</p> <p>(例)・学校保健や学校安全の視点から教育活動を円滑に推進するための環境づくりに努めるとともに、リスクの早期発見、早期対応に向け、適切な対応策を講じることができる。</p> <p>・危機発生時に適切に対応するとともに、積極的に情報収集を行い、改善に向けての対応策を提案することができる。</p>	
特別な配慮や支援を必要とする子どもへの対応		<p>特別な配慮や支援を必要とする子どもの特性等を理解し、学習上・生活上の支援の工夫を適切に行うとともに、関係教職員、保護者や学校医等と連携しながら組織的に対応することができる。</p> <p>(例)・障害のある児童生徒や不登校児童生徒等、特別な配慮や支援を必要とする子どもの特性、気持ち及び困難の背景等の理解を基に、支援計画を立て、適切な指導や支援をすることができる。</p> <p>・関係教職員、保護者や学校医等と連携し、個々の課題を解決するために指導や支援の工夫を図ることができる。</p>	
ICT や情報・教育データの利活用		<p>ICT を効果的に活用した保健教育等を行い、保健管理・保健室経営等の効率化及び子どもの学習や生活の改善を図るため、情報・教育データを適切に活用することができる。</p> <p>(例)・ICT を効果的に活用して、保健教育等の授業を行ったり、一人一人の児童生徒の状況を多面的に確認し、生活改善等を支援したりすることができる。</p> <p>・校務の情報化に対応して、効率的に業務を進め、情報を適切に扱うことができる。</p>	
研修に向けての課題等			
		評価年月日	令和 年 月 日

(様式1-2) **令和7年度 中堅養護教諭評価票(案) (校長評価用)**

校名	学校	職名	養護教諭	フリガナ	
				受講者名	
校務分掌等					

「令和7年度 中堅養護教諭評価票(自己評価用)」(様式1-1)を参照し、特に研修を通して深まりを期待する観点に○印を記入してください(複数可)。

観 点	育成指標と発展期に求められる具体的な姿	○ 印
A 素養・資質	使命感・責任感 ミドルリーダーとしての使命感、責任感と高い倫理観に基づき、法規の遵守や綱紀の保持などを率先して実践する。 (例)・教育公務員として率先して服務規律を遵守し、綱紀の保持に努めることができる。 ・ミドルリーダーとしての自覚を持ち、使命感、責任感を持って、児童生徒の教育に携わることができる。	
	コミュニケーション 教育者として自覚を持った発言や行動ができ、円滑なコミュニケーション力や豊かな人間性を身に付ける。 (例)・相手の思いや考えを受け止め、適切な助言やかかわりができる。 ・報告、連絡、相談を適切に行い、子どもや保護者、同僚との信頼関係を築くよう努めることができる。	
	自己研鑽 自己の教育実践を振り返り、課題解決のために教育情報を広く収集し、適切な目標設定のもと、専門性を高めるための研究と修養に励む。 (例)・今日的な教育動向の把握に努め、研修会等で広く情報を収集するなどし、自らの専門性を高めることができる。 ・自己の教育実践の目標を定め、学び続ける姿勢を持ち、同僚と学び合いながら、よりよい教育実践に改善しようと努めることができる。	
B 知識・技能	子ども理解 子どもの発達の段階や成長の背景を理解し、子どもとの関係を深めるとともに、配慮を必要とする子どもへの対応など、個に応じた適切な理解ができる。 (例)・児童生徒相互の好ましい人間関係づくりや、教師と児童生徒との信頼関係づくりに努めることができる。 ・児童生徒一人一人の特性や状況、生活環境等を多面的・多角的に捉え、個に応じた適切な指導や支援をすることができる。	
	保健教育 学校保健に関する専門的知識や技能をより一層高めるとともに、健康課題解決のための保健教育を実践、評価、改善し、効果的に推進できる。 (例)・学校教育目標を受け、各校の健康課題や発達段階に応じた指導目標を設定でき、学校教育活動全体を通じた健康教育推進の中核的な役割を果たすことができる。 ・関連教科、特別活動等における保健教育に関する指導計画の策定に参画するとともに、教職員に向けて、児童生徒の実態に合わせた情報提供を行うことができる。	
	生徒指導 子どもが抱える現代的な健康課題の解決に向け、関係者との連携において、コーディネーターとしての役割を果たすことができる。 (例)・児童生徒の状況を的確に把握し、他の教員と組織的に対応しながら、健康課題の解決に向けた適切な支援をすることができる。 ・校内外の関係者との連携において、コーディネーターとしての役割を果たし積極的、継続的な支援をすることができる。	

受講者名	
------	--

観 点	育成指標と発展期に求められる具体的な姿	○ 印
C 連 携 ・ 協 働	学校づくり 学校の教育目標の達成に向けて、「チーム学校」の推進役として積極的にかかわり、特色ある学校づくりに取り組む。 (例)・各校の学校教育目標の達成に向けて、自己の役割を果たし、積極的に学校づくりに参画することができる。 ・課題解決に向けてチームで対応することを意識し、養護教諭の立場から積極的に業務に取り組むことができる。	
	参画 ・ 運営 保護者や地域との連携に積極的にかかわるとともに、他の関係機関等との連携を強化し、協働において中心的な役割を果たす。 (例)・保護者や関係機関等と連携し、学校保健活動への理解や協力が得られるよう、情報発信することができる。 ・現代的健康課題の解決や保健教育について、迅速かつ正確な処理をするとともに、計画的に学校保健活動を推進することができる。	
	危機管理 学校保健や学校安全に関する多様なリスクやトラブルに対する未然防止策や対応策を提案し、安全で安心な学校づくりを推進する。 (例)・学校保健や学校安全の視点から教育活動を円滑に推進するための環境づくりに努めるとともに、リスクの早期発見、早期対応に向け、適切な対応策を講じることができる。 ・危機発生時に適切に対応するとともに、積極的に情報収集を行い、改善に向けての対応策を提案することができる。	
特別な配慮や支援を必要とする子どもへの対応	特別な配慮や支援を必要とする子どもの特性等を理解し、学習上・生活上の支援の工夫を適切に行うとともに、関係教職員、保護者や学校医等と連携しながら組織的に対応することができる。 (例)・障害のある児童生徒や不登校児童生徒等、特別な配慮や支援を必要とする子どもの特性、気持ち及び困難の背景等の理解を基に、支援計画を立て、適切な指導や支援をすることができる。 ・関係教職員、保護者や学校医等と連携し、個々の課題を解決するために指導や支援の工夫を図ることができる。	
ICT や情報・教育データの利活用	ICT を効果的に活用した保健教育等を行い、保健管理・保健室経営等の効率化及び子どもの学習や生活の改善を図るため、情報・教育データを適切に活用することができる。 (例)・ICT を効果的に活用して、保健教育等の授業を行ったり、一人一人の児童生徒の状況を多面的に確認し、生活改善等を支援したりすることができる。 ・校務の情報化に対応して、効率的に業務を進め、情報を適切に扱うことができる。	
総 合 所 見		
評価 年月日	令和 年 月 日	評価者 職 名 校長 氏 名

(様式2) 令和7年度 中堅養護教諭資質向上研修Ⅰ実施計画書(案)

校名 () 学校) 受講者名 ()
 校長名 ()

個人研修課題			
月	県教育センター等における研修	校内等における研修	事前課題・提出物等
4			
5			
6	<p>実施計画書(案)の作成に当たって 実施計画書(案)の作成時に、香川県教育センター オンライン研修サイトにアクセスし、「中堅教諭等、養護教諭、栄養教諭資質向上研修Ⅰオリエンテーション」の動画を視聴してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 動画は令和7年4月1日(火)より視聴可能です。 ○ オンライン研修サイトのログインには、閲覧IDとパスワードが必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年4月1日(火)～4月下旬まで 令和6年度用の閲覧IDとパスワードを使用 ・4月下旬以降 令和7年度用の閲覧IDとパスワードを使用 <p>令和7年度の閲覧IDとパスワードの設定、及び閲覧ID等が変更される日時については、4月上旬に香川県教育センターから各学校に送付される文書を参照してください。</p>		
7			
8			
9			
10			
11			
12			
1			
2			
3			

(様式3)

中堅養護教諭資質向上研修Ⅰ(小・中)

令和 年 月 日

オンライン研修「生徒指導について」レポート

香川県教育センター所長 殿	校 名	
	校 長 名	
	受講者名	
受 講 日	令和 年 月 日 ()	
研修の概要		
受講後の感想等		

※県教育センターへ提出する前に管理職に確認を得る。

※第5回研修の際に1部持参するか、それまでに県教育センターへ送付又は郵送する。

(様式例4-1) 中堅養護教諭資質向上研修Ⅰ 県教育センター等における研修受講記録

校名() 学校) 受講者名()

研修日時	月 日()曜日 : ~ :	研修会場	
研修内容			
研修成果及び感想			
研修日時	月 日()曜日 : ~ :	研修会場	
研修内容			
研修成果及び感想			

※学校独自の様式も可。

(様式例4-2) 中堅養護教諭資質向上研修Ⅰ 校内等における研修受講記録

校名 () 学校) 受講者名()

研修日時	研修内容	研修成果及び感想
月 日 () :) :		
月 日 () :) :		
月 日 () :) :		

※学校独自の様式も可。

(様式5-1) 令和7年度 中堅養護教諭資質向上研修Ⅰ実施報告書(本人用)

校名	学校	職名	養護教諭	フリガナ	
				受講者名	

観 点		育成指標	報告及び自己評価
A 素養・資質	使命感・責任感	ミドルリーダーとしての使命感、責任感と高い倫理観に基づき、法規の遵守や綱紀の保持などを率先して実践する。	
	コミュニケーション	教育者として自覚を持った発言や行動ができ、円滑なコミュニケーション力や豊かな人間性を身に付ける。	
	自己研鑽	自己の教育実践を振り返り、課題解決のために教育情報を広く収集し、適切な目標設定のもと、専門性を高めるための研究と修養に励む。	
B 知識・技能	子ども理解	子どもの発達段階や成長の背景を理解し、子どもとの関係を深めるとともに、配慮を必要とする子どもへの対応など、個に応じた適切な理解ができる。	
	保健教育	学校保健に関する専門的知識や技能をより一層高めるとともに、健康課題解決のための保健教育を実践、評価、改善し、効果的に推進できる。	
	生徒指導	子どもが抱える現代的な健康課題の解決に向け、関係者との連携において、コーディネーターとしての役割を果たすことができる。	
C 連携・協働	学校づくり	学校の教育目標の達成に向けて、「チーム学校」の推進役として積極的にかかわり、特色ある学校づくりに取り組む。	
	参画・運営	保護者や地域との連携に積極的にかかわるとともに、他の関係機関等との連携を強化し、協働において中心的な役割を果たす。	
	危機管理	学校保健や学校安全に関する多様なリスクやトラブルに対する未然防止策や対応策を提案し、安全で安心な学校づくりを推進する。	
特別な配慮や支援を必要とする子どもへの対応		特別な配慮や支援を必要とする子どもの特性等を理解し、学習上・生活上の支援の工夫を適切に行うとともに、関係教職員、保護者や学校医等と連携しながら組織的に対応することができる。	
ICTや情報・教育データの利活用		ICTを効果的に活用した保健教育等を行い、保健管理・保健室経営等の効率化及び子どもの学習や生活の改善を図るため、情報・教育データを適切に活用することができる。	
成果と課題			

報告年月日

令和 年 月 日

(様式5-2) 令和7年度 中堅養護教諭資質向上研修Ⅰ実施報告書(校長用)

校名	学校	職名	養護教諭	フリガナ	
				受講者名	

観 点		育 成 指 標			
A 素養・資質	使命感・責任感	ミドルリーダーとしての使命感、責任感と高い倫理観に基づき、法規の遵守や綱紀の保持などを率先して実践する。			
	コミュニケーション	教育者として自覚を持った発言や行動ができ、円滑なコミュニケーション力や豊かな人間性を身に付ける。			
	自己研鑽	自己の教育実践を振り返り、課題解決のために教育情報を広く収集し、適切な目標設定のもと、専門性を高めるための研究と修養に励む。			
B 知識・技能	子ども理解	子どもの発達の段階や成長の背景を理解し、子どもとの関係を深めるとともに、配慮を必要とする子どもへの対応など、個に応じた適切な理解ができる。			
	保健教育	学校保健に関する専門的知識や技能をより一層高めるとともに、健康課題解決のための保健教育を実践、評価、改善し、効果的に推進できる。			
	生徒指導	子どもが抱える現代的な健康課題の解決に向け、関係者との連携において、コーディネーターとしての役割を果たすことができる。			
C 連携・協働	学校づくり	学校の教育目標の達成に向けて、「チーム学校」の推進役として積極的にかかわり、特色ある学校づくりに取り組む。			
	参画・運営	保護者や地域との連携に積極的にかかわるとともに、他の関係機関等との連携を強化し、協働において中心的な役割を果たす。			
	危機管理	学校保健や学校安全に関する多様なリスクやトラブルに対する未然防止策や対応策を提案し、安全で安心な学校づくりを推進する。			
特別な配慮や支援を必要とする子どもへの対応		特別な配慮や支援を必要とする子どもの特性等を理解し、学習上・生活上の支援の工夫を適切に行うとともに、関係教職員、保護者や学校医等と連携しながら組織的に対応することができる。			
ICTや情報・教育データの利活用		ICTを効果的に活用した保健教育等を行い、保健管理・保健室経営等の効率化及び子どもの学習や生活の改善を図るため、情報・教育データを適切に活用することができる。			
総合所見					
報告年月日	令和 年 月 日	報告者	職名	校長	氏名

4月下旬	中堅養護教諭資質向上研修Ⅰを受ける者の決定
5月 6月	<p>評価票案、実施計画書案等の作成 ○中堅養護教諭は、校長に次のものを提出する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・「中堅養護教諭評価票(自己評価用)」 (様式1-1) </div> <p>評価票案、実施計画書案等の提出 ○校長は、所管する教育委員会に、次のものを1部提出する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・「中堅養護教諭評価票(案)(校長評価用)」 (様式1-2) ・「中堅養護教諭資質向上研修Ⅰ実施計画書(案)」 (様式2) </div> <p style="text-align: right;"><提出期限: 令和7年5月 8日(木)></p> <p>実施計画の決定 ○市町(学校組合)教育委員会は、提出書類を受けて必要な調整を行い、実施計画を決定し、関係学校長に連絡する。</p> <p>実施計画書の提出 ○校長は、所管する教育委員会に、次のものを3部提出する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・「中堅養護教諭資質向上研修Ⅰ実施計画書」 (様式2) </div> <p style="text-align: right;"><提出期限: 令和7年5月15日(木)></p> <p>○市町(学校組合)教育委員会は、教育事務所に2部提出する。 <提出期限: 令和7年5月22日(木)></p> <p>○教育事務所は、県教育センターに1部提出する。 <提出期限: 令和7年6月 2日(月)></p>
6月 2月	<p>県教育センター等における研修、校内等における研修</p> <p>○中堅養護教諭は、県教育センターに、次のものを1部提出する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・「生徒指導について」レポート (様式3) </div> <p style="text-align: right;"><提出期限: 令和8年1月 6日(火)></p> <p>○中堅養護教諭は、研修終了後、校長に次のものを提出する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・「県教育センター等における研修受講記録」 (様式例4-1) ・「校内等における研修受講記録」 (様式例4-2) </div>
2月 3月	<p>実施報告書の作成 ○中堅養護教諭は、校長に次のものを提出する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・「中堅養護教諭資質向上研修Ⅰ実施報告書(本人用)」 (様式5-1) </div> <p>実施報告書の提出 ○校長は、所管する教育委員会に、次のものを3部提出する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・「中堅養護教諭資質向上研修Ⅰ実施報告書(校長用)」 (様式5-2) </div> <p style="text-align: right;"><提出期限: 令和8年2月27日(金)></p> <p>○市町(学校組合)教育委員会は、教育事務所に2部提出する。 <提出期限: 令和8年3月 6日(金)></p> <p>○教育事務所は、県教育センターに1部提出する。 <提出期限: 令和8年3月13日(金)></p>

※様式は、県教育センターのWebサイトからダウンロードできる。

〔資料2〕 **令和7年度 中堅養護教諭資質向上研修Ⅰに係る文書等の流れ**（県立学校、附属学校）

4月下旬	中堅養護教諭資質向上研修Ⅰを受ける者の決定
5月	<p>評価票案、実施計画書案等の作成 ○中堅養護教諭は、校長に次のものを提出する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ・「中堅養護教諭評価票（自己評価用）」（様式1-1） </div> <p>評価票案、実施計画書案等の提出 ○校長は、県教育センターに次のものを提出する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ・「中堅養護教諭評価票(案)（校長評価用）」（様式1-2） ・「中堅養護教諭資質向上研修Ⅰ実施計画書(案)」（様式2） </div> <p style="text-align: right;">＜提出期限：令和7年5月 8日（木）></p> <p>実施計画の決定 ○県教育センターは必要な調整を行い、実施計画を決定し、関係学校長に連絡する。</p> <p>実施計画書の提出 ○校長は、県教育センターに、次のものを1部提出する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ・「中堅養護教諭資質向上研修Ⅰ実施計画書」（様式2） </div> <p style="text-align: right;">＜提出期限：令和7年5月15日（木）></p>
6月 ～ 2月	<p>県教育センター等における研修、校内等における研修</p> <p>○中堅養護教諭は、県教育センターに、次のものを1部提出する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ・「生徒指導について」レポート（様式3） </div> <p style="text-align: right;">＜提出期限：令和8年1月 6日（火）></p> <p>○中堅養護教諭は、研修終了後、校長に次のものを提出する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ・「県教育センター等における研修受講記録」（様式例4-1） ・「校内等における研修受講記録」（様式例4-2） </div>
2月 ～ 3月	<p>実施報告書の作成 ○中堅養護教諭は、研修終了後、校長に次のものを提出する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ・「中堅養護教諭資質向上研修Ⅰ実施報告書（本人用）」（様式5-1） </div> <p>実施報告書の提出 ○校長は、研修終了後、県教育センターに次のものを提出する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ・「中堅養護教諭資質向上研修Ⅰ実施報告書（校長用）」（様式5-2） </div> <p style="text-align: right;">＜提出期限：令和8年2月27日（金）></p>

※ 様式は、県教育センターのWebサイトからダウンロードできる。

キャリアステージ 観点		基礎期 1	発展期 2	深化期 3
目安となる経験年数		1年目～6年目	7年目～20年目	21年目～
素養・資質 A	使命感・責任感 a	教員の使命と責任を理解し、法規の遵守や綱紀の保持などに対する意識を高め、教員として必要な倫理観を培う。	ミドルリーダーとしての使命感、責任感と高い倫理観に基づき、法規の遵守や綱紀の保持などを率先して実践する。	他教員の範となるような確たる倫理観に基づき、法規の遵守や綱紀の保持などについて、使命感、責任感を持って助言する。
	コミュニケーション b	教育者としての自覚に基づき、子どもや保護者などと適切なコミュニケーションがとれるような、組織の一員としての社会性を身に付ける。	教育者として自覚を持った発言や行動ができ、円滑なコミュニケーションや豊かな人間性を身に付ける。	教育者として信頼される発言や行動ができ、自ら範を示すとともに、コミュニケーション能力を生かして、周囲の関係を調整する。
	自己研鑽 c	他教員から学ぶ姿勢を持ち、自分を見つめ、適切な目標設定のもと、探究心を持って、研究と修養に励む。	自己の教育実践を振り返り、課題解決のために教育情報を広く収集し、適切な目標設定のもと、専門性を高めるための研究と修養に励む。	自己の教育実践を振り返りながら、より効果的な教育活動の実践に取り組むとともに、学校全体を視野に入れた目標設定のもと、専門性を高めるための研究と修養に励む。
知識・技能 B	子ども理解 a	子どもとのかかわりを通して、子どもの発達段階や成長の背景、配慮を必要とする子どもへのかかわり方を理解する。	子どもの発達段階や成長の背景を理解し、子どもとの関係を深めるとともに、配慮を必要とする子どもへの対応など、個に応じた適切な理解ができる。	子どもに対する豊かな理解と豊富な指導経験を生かし、子どもの個性が発揮できるように専門的立場からの配慮ができる。
	保健教育 b	学校保健に関する基本的な知識や技能を身に付けるとともに、学級担任等との連携を生かした効果的な保健教育が実践できる。	学校保健に関する専門的知識や技能をより一層高めるとともに、健康課題解決のための保健教育を実践、評価、改善し、効果的に推進できる。	学校保健に関する自らの実践を広く情報発信するとともに、専門的知識や技能を学校全体の教育活動に生かし、指導的役割を果たすことができる。
	生徒指導 c	子どもに自己存在感や自己決定の場を与え、成長を支援するとともに、共感的な人間関係を育成し、計画的に集団づくりへの取組ができる。	子どもが抱える現代的な健康課題の解決に向け、関係者との連携において、コーディネーターとしての役割を果たすことができる。	子どもが抱える現代的な健康課題の解決に向けて、さまざまな関係機関等と連携する上で、コーディネーターとしての役割を果たし、チームで対応することができる。
連携・協働 C	学校づくり a	学校の教育目標を理解し、目標達成に向けた自己の役割を自覚し、特色ある学校づくりにおける「チーム学校」の一員として行動する。	学校の教育目標の達成に向けて、「チーム学校」の推進役として積極的にかかわり、特色ある学校づくりに取り組む。	
	参画・運営 b	保護者や地域との連携の必要性を理解し、管理職や同僚に報告、連絡、相談をしながら、教員集団の中で自ら進んでかかわりを持つ。	保護者や地域との連携に積極的にかかわるとともに、他の関係機関等との連携を強化し、協働において中心的な役割を果たす。	保護者、地域、関係機関等に対して学校の取組を広報し、校内外における連携を強化し、協働体制づくりに関してリーダーシップを発揮する。
	危機管理 c	学校保健や学校安全に関する多様なリスクやトラブルを理解し、それに対応する力を身に付け、安全で安心な学校づくりに取り組む。	学校保健や学校安全に関する多様なリスクやトラブルに対する未然防止策や対応策を提案し、安全で安心な学校づくりを推進する。	学校保健や学校安全に関する多様なリスクやトラブルに対して学校全体で取り組み、他教員に助言し、安全で安心な学校づくりに関してリーダーシップを発揮する。
特別な配慮や支援を必要とする子どもへの対応 ア		特別な配慮や支援を必要とする子どもの特性等理解し、対応するために必要となる知識や支援方法を身に付け、学習上・生活上の支援の工夫を行うことができる。	特別な配慮や支援を必要とする子どもの特性等理解し、学習上・生活上の支援の工夫を適切に行うとともに、関係教職員、保護者や学校医等と連携しながら組織的に対応することができる。	特別な配慮や支援を必要とする子どもに対して、適切に対応するとともに、他教員への指導や助言、関係機関や専門機関等との連携を積極的に推進することができる。
ICTや情報・教育データの利活用 イ		学校におけるICT活用の意義を理解し、保健教育や保健管理等にICTを積極的に活用するとともに、子どもの情報活用能力を育成するための実践を行うことができる。	ICTを効果的に活用した保健教育等を行い、保健管理・保健室経営等の効率化及び子どもの学習や生活の改善を図るため、情報・教育データを適切に活用することができる。	自らのICT活用指導力を高めるとともに、他教員に効果的な活用方法を指導助言することができる。情報・教育データを活用して組織的な課題を明確にし、解決に向けて働きかけることができる。

受講に当たっての留意事項

1 受講に当たって

- ・ 受講者として、研修にふさわしい身だしなみで参加する。
- ・ 名札（各学校・園で使用しているもの）、筆記用具、必要に応じて指示されたものを持参する。
- ・ 研修開始時刻は午前9時25分（午後1時25分）である。それまでに受付等を済ませておく。
- ・ 受付は午前9時（午後1時）から始める。余裕をもって到着するよう心掛ける。
- ・ やむを得ない理由により欠席・遅刻・早退をする場合は、管理職から市町（学校組合）教育委員会に連絡する。

その後、校長名で市町（学校組合）教育委員会教育長、教育事務所長、県教育センター所長あてに欠席等の届をメールで提出する。（あて先は連名表記でよい。また、メールによる提出ができない場合は、郵送または通送でもよい。）

なお、届の様式は、県教育センター Web サイトからダウンロードできる。

香川県教育センター 所在地	〒761-8031 香川県高松市郷東町587-1
電話番号	087-813-0941（教職員研修課）
提出先メールアドレス	kyoikucenter@pref.kagawa.lg.jp

2 県教育センターの利用について

(1) 自動車での来所について

- ・ 県教育センター建物の南側にある駐車場を利用する。
- ・ 研修終了後は速やかに車を出庫する。

(2) 公共交通機関の利用について

- ・ 県教育センター Web サイトのアクセス案内を参照する。

(3) その他

- ・ 冷暖房については、稼働期間、設定温度等を必要最小限としており、適宜換気を行うため、体温調節のための衣類が必要な場合は準備する。
- ・ 1日研修の際には、弁当を販売している。

3 緊急時の対応について

(1) 警報発表時の対応

- ① 原則として、午前6時30分（午後からの研修の場合は午前10時30分）から研修開始時刻までの間に、県内いずれかの地域^(※)に警報（大雨・洪水・暴風・暴風雪・波浪・高潮・大雪）が発表されている場合又は発表されていた場合、オンラインで予定されていた研修を除き、その日の研修を中止する。

※ 全県を対象としない研修（小・中学校の初任者研修及び新規採用養護教諭研修・新規採用栄養教諭研修の地区別研修など）については、当該研修の対象地区内のいずれかの市町又は研修場所が存在する市町とする。

- ② 訪問指導については、当日、当該学校と協議の上、訪問指導の実施の有無を決定する。

(2) 地震発生時の対応

- ① 県内いずれかの地域で震度6以上の地震が発生した場合は、原則として、発生から24時間以内に始まる研修は実施しない。研修中の場合は、直ちに研修を取りやめ、その日の研修は実施しない。
- ② 県内いずれかの地域で震度5以下の地震が発生した場合は、学校や設置者の災害対応を優先する。その場合は、後日、欠席等の届を提出する。

* いずれの場合も、事後の対応については、別途速やかに連絡する。

受講に当たっての留意事項

1 受講に当たって

- ・ 受講者として、研修にふさわしい身だしなみで参加する。
- ・ 名札（各学校・園で使用しているもの）、筆記用具、必要に応じて指示されたものを持参する。
- ・ 研修開始時刻は午前9時25分（午後1時25分）である。それまでに受付等を済ませておく。
- ・ 受付は午前9時（午後1時）から始める。余裕をもって到着するよう心掛ける。
- ・ やむを得ない理由により欠席・遅刻・早退をする場合は、管理職から県教育センターに連絡する。その後、校長名で県教育センター所長あてに欠席等の届をメールで提出する。（メールによる提出ができない場合は、郵送または通送でもよい。）
なお、届の様式は、県教育センター Web サイトからダウンロードできる。

香川県教育センター 所在地	〒761-8031 香川県高松市郷東町587-1
電話番号	087-813-0941（教職員研修課）
提出先メールアドレス	kyoikucenter@pref.kagawa.lg.jp

2 県教育センターの利用について

- (1) 自動車での来所について
 - ・ 県教育センター建物の南側にある駐車場を利用する。
 - ・ 研修終了後は速やかに車を出庫する。
- (2) 公共交通機関の利用について
 - ・ 県教育センター Web サイトのアクセス案内を参照する。
- (3) その他
 - ・ 冷暖房については、稼働期間、設定温度等を必要最小限としており、適宜換気を行うため、体温調節のための衣類が必要な場合は準備する。
 - ・ 1日研修の際には、弁当を販売している。

3 緊急時の対応について

- (1) 警報発表時の対応
 - ① 原則として、午前6時30分（午後からの研修の場合は午前10時30分）から研修開始時刻までの間に、県内いずれかの地域^(※)に警報（大雨・洪水・暴風・暴風雪・波浪・高潮・大雪）が発表されている場合又は発表されていた場合、オンラインで予定されていた研修を除き、その日の研修を中止する。
※ 全県を対象としない研修（小・中学校の初任者研修及び新規採用養護教諭研修・新規採用栄養教諭研修の地区別研修など）については、当該研修の対象地区内のいずれかの市町又は研修場所が存在する市町とする。
 - ② 訪問指導については、当日、当該学校と協議の上、訪問指導の実施の有無を決定する。
- (2) 地震発生時の対応
 - ① 県内いずれかの地域で震度6以上の地震が発生した場合は、原則として、発生から24時間以内に始まる研修は実施しない。研修中の場合は、直ちに研修を取りやめ、その日の研修は実施しない。
 - ② 県内いずれかの地域で震度5以下の地震が発生した場合は、学校や設置者の災害対応を優先する。その場合は、後日、欠席等の届を提出する。

* いずれの場合も、事後の対応については、別途速やかに連絡する。